平成２３年（フ）第９５５号
広島市安芸区矢野南３丁目37番８号
債務者　高田　文子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９８５号
広島県廿日市市平良１丁目21番35号
債務者　長尾　朋子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０６０号
広島県東広島市安芸津町三津5785番地24
債務者　田中　達也
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２号
山口県下関市梶栗町２丁目３番Ｒ６―301号市営松風荘住宅
債務者　林　　聖也
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
福岡県鞍手郡小竹町大字御徳407番地
債務者　日掛　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第７６号
福岡県宮若市磯光1367番地125
債務者　川口　　稔
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第７７号
福岡県宮若市磯光1367番地125
債務者　川口由紀江
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８４号
福岡県直方市大字頓野2307番地９
債務者　堀野　結希（旧姓林・坂本）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２０３号
福岡県久留米市荘島町330番地８　エバーライフネアシティ久留米弐番館607号
債務者　佐藤　孝雄
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２２３号
福岡県久留米市津福本町20番地１　Ｔ．ＢｉｔＲ224号
債務者　森　彰一郎
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６１号
福岡県久留米市津福本町1752番地７
債務者　橋口　照彦
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６３号
福岡県久留米市梅満町310番地２　レオパレス大梅弐207号、前住所福岡県京都郡みやこ町豊津423番地９
債務者　岩本　美香
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２６９号
福岡県久留米市三潴町田川2333番地６
債務者　田川真紀子（旧姓白橋）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３２８号
宮崎市松山１丁目11番８号　ＥＤＥＮＢＬＶＤ705号
債務者　山路　梨緒
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３７号
宮崎県東諸県郡綾町大字北俣366番地　神下町営住宅202
債務者　成松　真樹
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１１号
秋田市楢山南中町１番59号
債務者　菊地　　勝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３９号
秋田市楢山石塚町13番14号　トゥインクルアイ101号
債務者　藤原麻衣子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１３号
富山県射水市小島3650番地、前住所富山県射水市二口2418番地　雇用促進住宅１―403
債務者　齊藤　和孝
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
富山地方裁判所高岡支部